

議案第 23 号

飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

消防団員の定員の適正化及び処遇改善のための改正

飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例

飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年飛驒市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第2条中「930人」を「850人」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、中途において就任し、又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 報酬は、支給する年度において活動実績のない者（災害支援団員は除く。）には支給しない。

第13条第1項を次のように改める。

（費用弁償）

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号により費用弁償を支給する。

- (1) 水火災等の災害及び捜索の場合 1回につき6,000円（ただし、4時間未満は3,000円）
- (2) 警戒の場合 1回につき1,500円
- (3) 訓練の場合 1回につき1,500円
- (4) 式典等行事の場合 1回につき1,500円
- (5) 地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発の場合 1回につき1,500円

第13条第3項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>930人</u>とする。</p> <p>第3条～第11条 略 (報酬)</p> <p>第12条 団員には、次のとおり報酬を支給する。 _____</p> <hr/> <p>団長 年額 82,500円 筆頭副団長 " 75,000円 副団長 " 61,000円 分団長 " 45,500円 副分団長 " 35,500円 部長 " 30,000円 班長 " 28,000円 団員 " 27,000円 (災害支援団員 " 5,000円)</p> <p>2 <u>報酬の支給方法については、年4期に区分して支給する。ただし、中途において就任し、又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。</u></p>	<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>850人</u>とする。</p> <p>第3条～第11条 略 (報酬)</p> <p>第12条 団員には、次のとおり報酬を支給する。<u>ただし、中途において就任し、又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。</u></p> <p>団長 年額 82,500円 筆頭副団長 " 75,000円 副団長 " 61,000円 分団長 " 45,500円 副分団長 " 35,500円 部長 " 30,000円 班長 " 28,000円 団員 " 27,000円 (災害支援団員 " 5,000円)</p> <p>2 <u>報酬は、支給する年度において活動実績のない者(災害支援団員は除く。)</u>には支給しない。</p> <hr/>

(費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合において
は、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合 1回につき 1,300円

警戒の場合 1回につき 1,300円

訓練の場合 1回につき 1,300円

2 略

3 費用弁償の支給方法については、前項を除き年4期に区分して支給する。

以下 略

(費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合において
は、次の各号により費用弁償を支給する。

(1) 水火災等の災害及び捜索の場合 1回につき6,000円(ただし、
4時間未満は3,000円)

(2) 警戒の場合 1回につき1,500円

(3) 訓練の場合 1回につき1,500円

(4) 式典等行事の場合 1回につき1,500円

(5) 地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発の場合 1回に
つき1,500円

2 略

以下 略

飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

消防団員の定員の適正化及び処遇改善のための改正

2 改正の内容

(1) 条例定員の改正

条例定員は飛騨市合併時の旧町村の条例定員を合算したものとしたが、現状の実員数と合わない状態が何年も続いているため実員数に近づけるもの。

（第2条関係）

(2) 年報酬の改正

消防団処遇改善としてこれまで分団ごとに一括支給していた年報酬を、個人支給にするにあたり、年4期区分の廃止及び活動実績のない団員へは支給しないことを明確化するもの。

（第12条関係）

(3) 費用弁償の改正

これまで分団ごとに一括支給していた費用弁償を、単価を引き上げ個人支給とするとともに、対象を明確化するもの。

（第13条関係）

3 施行日 令和2年4月1日